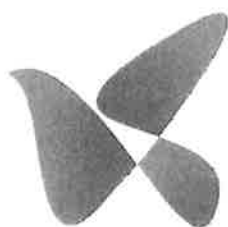


2021 (令和3) 年度

事業報告



社会福祉法人
京都聴覚言語障害者福祉協会

2021年度事業報告

I 法人事業本部

1. 社会保障などの動き

(1) 新型コロナパンデミックは、2021年度も本法人事業にも大きな影響をもたらしました。幸い各事業所のがんばりもあり、クラスターの発生はおさえられましたが、職員や利用者の個別的な感染は頻発し、事業所の一時的な閉鎖などを余儀なくされました。また、6月賞与支給と併せ「コロナ手当」を全職員へ支給しました。

(2) 「2025年、2040年問題」を梃に全世代型社会保障政策が行われています。2022年10月から、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担は一定以上の所得者（200万円以上383万円未満）を対象に2割負担となります。合わせて、介護保険における自己負担の見直しが社会保障審議会介護部会で進んでいます

(3) 介護労働者等の確保にも資するとして、平均3パーセントの賃上げのための新たな措置（介護職員処遇支援補助金、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金）が導入されました。この制度は、支給対象職員の範囲が当法人の職員の実情と大幅に乖離しています。2020年度6月時点の集計では、全職員（常勤換算）の55.09パーセント（180.9人）を占める聴覚障害者情報提供施設職員や事務職員等は補助対象ではありません。

当法人では、これまで処遇改善加算、特定処遇改善加算による介護職員等への定期昇給財源確保や夜勤手当の増額等により正規職員で概ね10万円～40万円程度の給与改善を行ってきました。

今回の制度導入にあたり、「対象外職員」の給与改善の取り組みについて検討しましたが、ベースアップのための将来にわたる安定的な財源確保が見通せないことから、現行の特定処遇改善加算の支給対象となっている介護職員等の給与改善を先行して行うこととしました。

（正規職員・嘱託職員月額6,560円、非常勤嘱託職員・臨時職員時給40円に一月労働時間を乗じた額）

今回の介護職員等の給与改善によって、当法人の業界内での競争力を高め、人員確保に向けた取り組みを進めます。また、聴覚障害者情報提供施設職員や事務職員等の給与改善に向けた取り組みが大きな課題となります。

2. 聴覚障害者関連施策及び自治体の動き

(1) 2020年12月1日「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）」が施行され「令和2年6月に公布された電話リレーサービス法を踏まえ、公共インフラとして着実な実施を図るため、手話通話者等の養成の推進や、新しい手話表現の普及などの取組を促進する。」として、2021年度「視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進」予算として4.2億円が計上されました。本法人も電話リレーサービス事業の手話オペレーターブースを受託し事業を行いました。

(3) 2020年12月28日、門川京都市市長の緊急記者会見で「今後の行財政改革」について「方向性」が公表されました。京都市からの当法人への委託費見直しの意思が伝えられました。2021年度京都市重度障害者等利用者事業所支援事業補助金の見直し（半期で200万円の削減）が行われました。

2023年度からの指定管理については、当法人への管理委託の方向が示されましたが、委託料の「大幅な見直し」が伝えられています。

3. 短中期計画（戦略）の見直し

(1) 2024年度までの法人短中期計画を作成しました。新たな短中期計画に沿った財務戦略は引き続き課題となりました。2022年度から、管理会計の考え方に沿った、各部署の予算管理について新たな様式を作成し実施することとしました。

(2) 2020年度事業実績を踏まえ、さんさん山城（農福連携センター）の長期運営計画を作成することとしましたが、継続協議となりました。

(3) 2022年度の新レインボープラン京都の見直しと連動し、新たな短中期計画の作成に向けた、調整、討議を進め、2022年7月に成案を得ることとなりました。

(4) 京都府南部地域での新たな社会資源開発計画を検討し、相楽会館建て替え等も踏まえた計画を引き続き協議することとしました。

4. 組織・財務の重点

(1) WAM（独立行政法人福祉医療機構）全国平均基準の人件費率目標などを目安にして、事業別セクションで四半期を単位にした目標設定やPDCAサイクルでの管理を実施してきました。結果、法人全体としては自己資金積み立て比率を20パーセントに引き上げることができました。

(2) 地域福祉統括事業部の定着と一括した事務を推進することについて、関係団体等からの地元運動との連携などについてのご意見もいただき、地域性を考慮した組織編成の必要性が明らかとなりました。2022年度より、京都全域を3つのエリアに分けた業務執行体制に再編しました。

(3) 理事会機能を充実させ、集団的な事業経営を推進することとしましたが、コンプライアンス委員会等理事会委員会運営に一定の課題を残しました。2022年度より共同組織委員会を立ち上げ、事業と運動のさらなる連携強化を目指すこととしました。

(4) 事業本部だよりの発行など、時々的重要課題等をできる限り速やかに一人一人の職員へ届けることを重視し、月2回の発行を行いました。

5. 人事・労務の重点

- (1) 法人全体としてのトータルな人事管理制度体系を整備する件、学卒採用の方針を見直し京都市枠の採用を新たに設けました。人事考課制度の導入等については引き続き検討課題としました。
- (2) 職員実践交流集会について、第25回全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会でのレポート発表と連動し、オンラインも活用した研修を実施しました。
- (3) 職員研修必携の活用を徹底し、年間の研修を計画的に進めました。一方で、個人情報保護に関する法人組織としての取り組みの弱さが明らかとなり、対応に追われました。諸規定の整備や職員周知などに力を注ぎましたが、引き続き課題となっています。
- (4) 改めて、コンプライアンス、リスクヘッジ等の職員意識の改革を含む取り組み強化の課題があることが明らかとなりました。

4. 連携・協働の重点

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえオンライン方式による「第25回全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会 in 京都」を開催しました。困難な状況にもかかわらず460人を超える参加を得ました。
- (2) 法人後援会の今日的なあり方を関係者と協議し、資金確保と運動による支援者拡大の組織方針見直しを計画しましたが、コロナ禍もあり継続的な課題となっています。
- (3) 全国聴覚障害者情報提供施設協議会事務局機能の運営体制を見直し、事務局長を大阪ろうあ会館へ移管しました。実務を支える面での調整が継続的な課題となっています。
- (4) 2022年度いこいの村・栗の木寮開設40周年・梅の木寮等開設30周年記念事業に向けて、地域住民や関係者とともにニーズ調査等に取り組み、連携・協働を強化するための準備を行いました。

5. 施設・情報管理の重点

- (1) 事業データ統計指標の統一を図りデータを活用した事業展開を展開するために、月次報告の書式を統一しました。
- (2) 利用者実態の把握のための生活実態調査(仮称)を検討しましたが継続課題としました。
- (3) リモート会議の活用を含む情報管理の合理化、近代化など法人全体のICT活用に関する方針を作成する件について、各種会議などのオンライン活用は大きく進みました。コロナ後の方針を協議し、整理する必要があります。

(4) 法人事業全体の事業継続計画（BCP）を作成し、関係団体と共同で実施できるよう取り組みを進めました。

(5) 各事業所の広報と連動した法人広報は引き続き課題です。

II 事業別事業の重点

【介護保険事業】

1. 介護保険事業の成長性の担保をめざします。

(1) 介護保険報酬改定を受けて、4月の業種別会議で各事業所の加算の算定状況を確認・共有し、取得もれがないよう助言し合い、積極的に加算を取得しました。

(2) 西ノ京デイサービスにおいては、コロナ禍以降利用者数の回復の遅れによる実績低迷や、報酬改定の影響により、前年度比で収入がマイナスとなりました。報酬改定で新設された科学的介護推進体制加算の算定を開始しました。

(3) 西ノ京ヘルプにおいては、2022年度からの事業縮小に向けて新規利用者の受け入れを基本的に中止し、他事業所への利用者移管を進めました。

(4) 梅の木寮においては、長期入所利用待機者・短期入所利用者確保のため、積極的に障害種別事業との情報共有を行いました。新たな待機者確保には至りませんでした。引き続き実施します。収入は前年比485万円増となっています。

(5) いこいの村デイサービスにおいては、新規利用者拡大や時短利用者のニーズに応えられるよう送迎体制を強化し、予算比・前年比ともに大きく上回る収入を確保できました。

(6) いこいの村ヘルプにおいては、手話のできるヘルパーを採用し（11月非常勤1名、12月準職員1名）、積極的に聴覚障害のある利用者を受け入れました。盲ろう者の依頼が増え、ヘルパーの健康を守るためにも、引き続き手話のできるヘルパーの採用を行い、体制の強化が必要となっています。

2. 介護種別全体において、聴覚障害者支援の特性や地域の人材確保の課題をふまえて、人件費率の引き下げを追求していきます。

(1) 全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会と連携し、厚生労働省に障害者生活支援員の加算の拡充や認定調査の改善について要望を上げました。

(2) 他法人を訪問し、特別養護老人ホームの人件費率適正化に向けた比較分析を行い、改善策の検討のための資料を作成しました。次年度も引き続き検討を行います。

3. 多様な働き方（夜勤専従職員等）ができる職場環境を整え、事業に必要な職員体制を確保します。

(1) 梅の木寮においては、求職者の都合に合わせた柔軟なシフト組みをし、夜勤専従の臨時職員1名と育児中の時短の看護職員1名採用につなげました。

4. 人材育成体制を強化し、離職を防止します。

(1) 梅の木寮では、新規採用職員の育成専属担当職員を配置し、独自のプログラムに沿って、介護技術の習得と心のケアを、年間を通じて実施しました。

(2) 他部署においても各職員の経験年数やスキルに合った研修を行い、職員の質と労働意欲の向上を図り、離職を防止しました。

5. 職員に計画的な資格取得を奨励し、事業継続に必要な専門職を育成、配置します。

(1) 介護業種別会議で介護福祉士等の受験資格がある職員の名簿整理をし、受験資格がある職員に受験を促す文書の配布や実務者研修受講を呼び掛けました。結果、介護支援専門員試験を6名(合格者0名)、介護福祉士試験を3名(合格者2名)が受験しました。次年度は人事研修課と連携し介護支援専門員受験対策講座を開催します。

6. 看護職員の確保と各部署の看護職員の連携体制を強化し、センター内の医務体制を守ります。

(1) 梅の木寮およびいこいの村デイサービスでは看護職員の欠員もあり日常業務の遂行に追われ、連携のための具体的な検討は進められませんでした。

7. 障害関連事業所との連携を図り、地域の高齢聴覚障害者等に適切な介護サービスを提供します。

(1) 地域福祉統括事業部市町村事業部の部会(8月)、若木寮・栗の木寮合同入退所検討会議(10月)に介護業種別担当部長とケアマネジャーや相談員が参加し、現状共有とスムーズなサービス移行や介護保険の併用利用につながるよう説明をしました。次年度は、連携がより具体的に進むよう協議内容や進め方を再考して継続します。

(2) 10月には京都府南部での新たな高齢者用社会資源開発にむけて、業種別会議に地域福祉統括事業部より部長と担当者が参加し、南部地域の高齢聴覚障害者の状況等を共有しました。

【障害福祉事業】

1. 入所施設の稼働率を上げるため、待機者の確保に向けて横断的に連携します。

(1) 若木寮と栗の木寮にて3か月に1度、入退所調整委員会を開き、待機者状況の共有や現入所者の希望に応じた見学を実施しました。高齢に伴い、栗の木寮への転入希望に応じ、1人転入となりました。

(2) 若木寮においては空室が生じており、待機者の確保に至っていません。また高齢化により入院が増える傾向にあり、入所者の健康維持支援の強化等運営の改善が継続課題です。

2. 就労継続支援B型において、若年層の利用促進を図り、特別支援学校等との連携を継続・強化します。聴覚障害者はもとより、他の障害者の利用も拡充します。

(1) 特別支援学校への訪問、施設への見学受入を行い、福祉就労のニーズ把握と事業所のPRを継続しました。

3. 地域活動支援センターの今後の運営について、地元の当事者団体や関係者とともに協議を進め、経営改善を図ります。

(1) 共通の状況として、常連の利用者の入院や介護保険施設への入所、または逝去などによ

り、利用者数の減少傾向がより進みました。宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センターについては、併設する生活介護事業を休止し、地域活動支援センターのみの運営へ移行しました。利用者の実態に応じて、運営規模を見直しました。

4. 障害種別全体において、人件費率65パーセントを目指した運営を図ります。

(1) 障害種別全体では年間通じてほぼ65パーセントで推移しました。収入と支出のアンバランスが生じている事業所については運営の精査を継続します。

【地域福祉推進事業】

1. 京都府内各市町村の地域支援課題に対して、関係団体との情報交換につとめながら、積極的に取り組みます。

(1) 京都府北部の聴覚障害者地域活動支援センターの利用者が高齢化、重度化する中で地域生活を支えるための事業展開を継続する。

ア 宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センターにおいては、利用者の高齢化により利用者数の減少が著しく、生活介護事業を廃止して地域活動支援センター事業として運営を継続することとしました。介護保険事業所などと連携して一人ひとりの暮らしの支援を継続します。

イ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用控えもありましたが、利用自粛者には健康管理等のFAXを定期的送信するなどの在宅支援を実施しました。

(2) 就学前乳幼児や聴覚障害児童の集団活動を支援し、子どもたちが手話を学び、交流できる環境づくりを進めるとともに、保護者の相談に取り組む。

ア 「聞こえとコミュニケーションのサポートセンター事業(乳幼児部門)」として、「にじっこ・城陽」を毎月開催しました。対面形式だけではなくオンライン形式も導入したことによって、北部を含む府内在住の乳幼児やその保護者に手話学習を取り入れた相談の機会を提供しました。保護者への情報提供を目的とした保護者対象の学習会を開催しました。また、京都市では自主事業として「にじっこ・二条」も実施しました。

(3) 若年層の聴覚障害者の交流や集団支援をめざす活動を継続する。

(4) 各地域に密着した情報発信および広域にわたる情報発信を行う。

ア 上記(3)も含め、新型コロナウイルス感染症拡大により、オンライン等を活用しながら各地域にある聴覚言語障害センターから情報発信に努めました。

2. 法人内の相談支援事業所のより適正な運営を確保します。

(1) 相談支援の集団化により情報共有、制度理解を深めるとともに専門性を蓄積し、利用者の暮らしを支え、思いやねがいの実現に努める。

ア 相談支援部運営委員会において、制度の仕組みに対して理解を深め、日常業務の改善を図りました。また、各相談支援事業所や部会等で事例検討等のミニ研修を実施し、ソーシャルワークの専門性の蓄積に努めました。

(2) 統計データや記録の法人内での統一的な運用を実現する。

ア 相談支援分野では、相談支援を通じたデータ蓄積のあり方について議論を重ねてきました。学習等の企画も必要になることから、翌年度に向けて継続的に取り組むこととしました。

3. 聞こえづらさに悩む当事者や家族の居場所づくり、支援のあり方や相談の専門性について検討し深めます。

(1) 聞こえに悩む子どもから大人までをトータルにサポートできる相談体制を構築すべく福祉・教育・医療関係者との連携につとめる。また、連携を活かした家族・学校・職場関係者へのアプローチを開始する。

ア 2022年3月、京都府主催の「京都府新生児聴覚スクリーニング検査及び相談支援体制に関する検討会」に当法人から内川事業副本部長を派遣し、教育関係者、医療関係者、行政関係者との連携を図るための意見交換を行いました。

(2) 言語聴覚士や聞こえの相談を担当している職員の集団化と情報共有によって制度理解を深め、専門性を蓄積すると共に、当事者・相談員・意思疎通支援者等と連携し、聞こえづらさに悩む当事者の思いやねがいの実現につとめる。

ア 当事者団体や各聴言センター相談員と意思疎通支援者との連携を図り、当事者またその関係者を対象とした「聞こえとコミュニケーションサポートセンター事業」を各2回に分けて実施しました。全世代対象の企画では68名（北部33名、中部10名、南部25名）、働く世代対象の企画では57名（北部29名、中部7名、南部21名）の参加がありました。

イ 京都府主催で耳のことフェスタ&聞こえを補う情報機器展」をオンラインで開催し、164名の参加がありました。聴覚情報処理障害（APD）をもつ当事者や難聴児の保護者、働く当事者が日常的に困っていることを報告する企画等で啓発普及に努めました。

(3) 人工内耳装用者への福祉的支援の検討開始、ならびに多様化するきこえの機器の現状に対応した検査相談体制の強化を実施する。

ア 各地のきこえの相談会や聴力測定を実施し、相談者にきこえの機器紹介、活用方法と情報提供を行いました。

(4) 専門ホームページ「きこえサポート」の活用などを通じて、聞こえづらさに悩みながらも制度や団体を知らない方々への情報の届け方やその内容を追求する。また、当事者団体ホームページや法人ホームページとの有機的連携により、共に考え歩む仲間の輪を広げる。

ア 「きこえサポート」で京都市難聴者自立訓練事業「きこえにくい方のためのコミュニケーション教室」の案内、実施報告を掲載しました。その関係でお問合せをいただくこともありました。

4. 京都府全域の意思疎通支援事業を統一的に運営し、利用者の実態や要求を事業に生かします。

(1) 意思疎通支援者の健康を守る取り組みや働きやすい環境づくり、制度利用者の権利保障につながる政策提案や当事者団体や関係団体に対して運動課題の提案を実施する。

ア 派遣制度の質を高めるため、当事者団体に加えて行政（京都府…委託元）も委員に交えるべく、派遣事業による運営委員会を運営するための内規策定を京都府と協議しながら進めました。

(2) 健診と研修を前提とする登録更新制度を開始。健診の徹底と研修の体系化を押し進め、聴覚障害者の権利を保障する制度の確立をめざす。

ア 特殊検診（頸肩腕）は、一次検診（スクリーニング）の後、対象者を絞り、北部（いこいの村聴覚言語障害センター）・中部（京都市聴覚言語障害センター）・南部（京都府聴覚

言語障害センター)と3会場にて実施し、受診結果がB2判定以上の登録者には電話にて現状把握を進めました。手話通訳者現任研修会は、ハイブリッド形式(対面並びにオンライン)で実施しました。要約筆記者現任研修会は、遠隔方式に対しての応用知識を深める目的でオンライン形式にて開催しました。また、盲ろう者向け通訳・介助員現任研修会は、対面形式で派遣制度の実施にあたっての疑問や課題等の意見交換をしました。

イ 相楽聴覚言語障害センター業務を委託している行政と協議を重ねてきた結果、意思疎通支援者現任研修会の事業費が予算化されることになりました。

(3) 遠隔情報保障を当事者団体とともに検討し、利用者の要求実現をめざす。

ア 当事者団体の会議等で遠隔要約筆記の需要が増える中、現任研修会にて学ぶ場を設けて担い手を増やしました。

(4) 意思疎通支援の業務標準に基づいた評価をもとに業務改善をはかる。

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、現任研修会の意見交換を通して登録者と派遣制度の振り返りを行いました。手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、個別対応にとどまっています。翌年度以降については、派遣事業運営委員会の開催等を通じて業務改善を図る段取りを進めます。

(5) 資格取得後のフォロー体制としてインターン制度を導入し、人材育成をはかる。

ア コロナ禍により二年ぶりに初任者研修を実施しましたが、初任者の派遣にあたっては、コロナ禍ゆえスーパーバイザーの資質を備えた登録者同行による派遣調整がなかなか進みませんでした。

(6) 京都市内の各行政区と連携して、派遣事業の円滑化をはかる。

ア 各行政区職員とは組織的な情報共有の場を持つことには至っていませんが、個別にケース事例の情報共有などを実施しました。

5. 自然災害や原発事故等発生時の支援体制づくりを進めます。

(1) 事業継続計画の整備のために、各地域ネットワークの動きについて情報を収集し、計画づくりに生かす。

ア 法人事業本部と連携し、安否確認システム導入にあたり、システムテスト訓練を実施しました。

【収益事業(法人事業本部管轄)】

1. 当法人における収益事業の実施方針を共有します。

(1) 積極的に法人事業を展開するための自己資金を確保する目的で収益事業を行います。

(2) 収益事業は、当該事業が聴覚障害(児)者及び高齢者福祉の向上に資することを前提とした事業とします。

ア 新たな情報保障として、遠隔手話通訳サービスの拡大を実施しました。

コロナ感染症拡大防止のためのワクチン接種会場に遠隔手話通訳サービスのシステムを導入し、ワクチン接種が行われているすべての時間において、通訳オペレーターを常駐することで、いつでも情報保障を受けることが出来る体制を確立しました。

2. 通訳・字幕映像等作成事業を推進します。

(1) 会見映像において、字幕・手話通訳の挿入を実施しました。

(2) 2021年度の障害者週間において、京都市立京セラ美術館を中心に行われた「コネクト」(障害のあるなしに関わらず、芸術や文化を通し、様々な人々がつながり合う取り組み)に映像制作という形で参画しました。

3. 聴覚障害者への理解を広めるとともに、聴覚障害者との共生社会を目指すことを目的とした啓発事業を担います。

(1) 京都府民を対象とした「聞こえのサポーター養成講座」を開催し、小学生から高齢者まで、2021年度は550名を超える方々に受講いただき、聴覚障害者との共生社会を考えていただくきっかけづくりを実施しました。

III センター別事業

【地域福祉統括事業部】

「II. 事業別事業の重点」に同じ

【農福連携センター】

1. 行政機関、市民団体、教育機関、企業など、幅広い関係機関との連携を強化し、農福連携を通して地域共生社会づくりに貢献します。以下関係機関と連携し、地域共生社会づくりに向けた様々な取り組みを行いました。

(1) 国

ア 枝元農林水産事務次官、荻野都市農村交流課長らと意見交換をしました。(11月)

イ 厚生労働省・田原障害保健福祉部長、津曲障害保健課長と意見交換を行いました。(11月)

ウ 高嶋法務事務次官、義本文部科学事務次官、丸山文部科学審議官、島田防衛事務次官らの自主学習会において講演及び意見交換を行いました。(1月)

(2) 京都府

委託事業「きょうと農福連携センター南サテライト運営業務」など京都府と連携した農福連携の推進に取り組みました。(通年)

(3) 表彰

「ノウフク・アワード2021」でグランプリを受賞しました。(2月)

(4) 教育連携

ア 京都大学大学院、立命館大学大学院、同志社大学、関西学院大学、摂南大学、法政大学、津田塾大学、宮城大学、道都星槎大学、北星学園大学などの授業、調査研究、実習

受入に協力しました。

イ 地元児童養護施設との交流会を3回実施しました。

(5) 企業連携

Amazon、平和堂、新宿マルイ、ハウス食品、甘利香辛食品、万松青果、ゴーゴーカレーなどと連携し収益向上を達成しました。

2. 個々の特性に応じた作業提供と支援の質の向上、施設の見える化を推進させ、更なる利用者拡大に努めます。

(1) 多様な作業を用意し、就労意欲向上に努めました。

(2) 農業の安全講習会を実施しました。

(3) ホームページやメディアを活用した施設の見える化に取り組みました。

ア 新聞・雑誌・書籍掲載、テレビ放映

・多くの新聞、雑誌に掲載されました。

・かんさい情報ネット ten.やTBSの番組などで放映されました。

3. 「ノウフクJAS」「JGAP」に準拠した持続可能な農業を行い、消費者に安心安全な商品を提供し販路拡大と工賃向上を目指します。

(1) 7月にJGAPの年次監査を受けました。

(2) 12月にノウフクJASの年次監査を受けました。

(3) 府内50店以上のホテル、料亭、創作フレンチなどに野菜を卸し、収益向上に努めました。

4. 国や府の補助金を活用し、地域特産の農作物を活用した加工品製造を拡充します。

(1) 府、市の多くの補助金を活用しました。

5. 事業所開設10周年の文庫本を出版します。(新聞記者に執筆依頼)

(1) 書籍は出版せず、「さんさん食育プロジェクト」の動画を制作し、YouTubeで公開しました。

【京都市聴覚言語障害センター】

1 入所施設の老朽化と対策について、京都市との協議を継続します。

(1) 京都市へ老朽化の課題提起したものの、京都市行財政改革が進められる中、修繕の財源確

保は困難な状況です。法人の自主財源による修繕について、引き続き京都市と協議します。

2 京都聴覚障害児放課後デイサービス「にじ」の移転先の候補を具体化します。

(1) 不動産業者を通じて、移転候補地を数か所検討しましたが、いずれも条件に合わず、断念しました。利用期限の2023年3月が迫っており、利用延長の協議を図りながら、引き続き候補地を検討します。

3 事業継続計画（BCP）について、利用者の避難計画に加え、福祉避難所の開設等、市内の「聴覚障害者被災者支援センター」（仮称）の構想を具体化します。

(1) 地震発生時の事業継続計画をまとめ、災害対策本部と福祉避難所の開設訓練を実施しました。京都市の担当部署も訓練参加し、福祉避難所のあり方について意見交換を行いました。2022年度は関係団体等と共同で行う計画について、協議・精査します。

【いこいの村聴覚言語障害センター】

1. 2022年度いこいの村・栗の木寮開設40周年・梅の木寮等開設30周年記念事業に向けた取り組み（記念出版事業・調査事業・壁面画作成等）を開始します。（再掲）

(1) 編集委員会が記念誌担当を兼務し、2022年5月の完成をめざして順調に編集作業を進めました。また、記念誌づくりの中で、新採職員や中堅職員が聴覚障害者運動の先達に直接取材するなどして誌面作りに参加し、40周年の意義を深めることができました。

(2) コロナ感染防止対策をとりつつ、いこいの村内各部署とさらには北部センターをリモートでつなぎTDI（楽しい・大好き・いこいの村）交流行事を開催し、40周年記念事業への機運を高めました。

2. 綾部市東部地域の高齢者ニーズを、調査や業務を通じて明らかにし、10年後を見通した高齢者事業計画を策定します。

(1) 40周年調査事業担当者や地域包括支援センター職員が中心となり、民生委員の『縁側訪問』同行や『介護者の集い』開催等を通してのニーズを聞き取り、綾部市東部地域担当ケアマネジャーへのアンケート調査を実施しました。結果は、40周年記念誌に掲載し、今後の計画策定に反映させます。

3. 人材育成担当職員の配置等を行い、OJT（職場内研修）の充実を図ります。

(1) 梅の木寮・栗の木寮では、新規採用職員育成専属担当職員と職員ごとにエルダーを配置し、独自のプログラムに沿って、生活支援・介護技術の習得と心のケアを、年間を通じて実施しました。

(2) 各部署においても、係長や研修担当が自部署職員の学習ニーズを把握し、研修を組み立て実施しました。(全体研修会「いこいの村の歴史を学ぼう～2022年40周年企画をみんなで作ろう～」、栗の木寮新採職員「発達障害入門コース」受講、梅の木寮合同リーダー研修「求められるリーダー像・各棟の課題と強み」等)

(3) 12月に開催した第25回全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会 in 京都(2021年度は当法人主催)に、いこいの村からレポートを4本提出し実践報告を行いました。また集会事務局などを担当し、集会づくりに積極的に参加しました。

4. 調理員不足に対応する給食提供のあり方の見直しを行います。

(1) 食事提供プロで検討を重ね、方針として『次年度からデイサービス課調理員を給食課に統合し、調理員全員で全施設の調理を担当する』をまとめました。

(2) 12月からは、配食サービス事業の位置づけを、高齢福祉部事業からいこいの村全体の事業へ変更し、梅の木寮の厨房で調理を開始しました。これにより、2022年1月からは、要望が高かった日曜配食事業が開始できました。

5. 事業継続計画(BCP)(地震想定・原子力災害想定)を策定します。

(1) 風水害BCP(準備期まで)を策定し、7月に計画に基づいた図上訓練を実施しました。また、台風接近時(8月)には、実際に避難を行い、改善が必要な点の一部見直しを行いました。初動期以降の計画は次年度引き続き策定します。

(2) 原子力災害時の避難計画を策定し、11月に情報伝達・対策施設稼働(陽圧化)訓練を実施しました。

(3) 地震想定BCP策定については、着手できませんでした。次年度に持ち越します。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、感染症対策委員会を状況に合わせて(計年間13回)開催しました。法人行動指針とあわせていこいの村内の徹底事項通知文を発出(年間20回)し、職員への周知に努めました。結果、陽性者や濃厚接触該当者はあったものの、感染拡大を食い止めることができました。

【京都府聴覚言語障害センター】

1. ホームページや掲示板等を用いて施設機能を地域に発信し、地元との関わりを広げます。

(1) 定期的にホームページ等を更新し、寺田小学校や京田辺市人権講座としての見学受け入れを実施することで地域との関わりを広げました。

2. 地域福祉統括事業部との連携を始め、京都市聴覚言語障害センター、いこいの村聴覚言語障害センターと相互連携をします。

(1) 「地域福祉統括事業部」において京都府聴覚言語障害センターを拠点に京都府全域の意思疎通支援、相談支援、情報支援に係る各事業を推進しました。また、聴覚障害者情報提供施設として京都市聴覚言語障害センターと連携しながら一般相談や IT 相談に対応しました。

3. 組織運営の充実、職員の資質向上・研修を促進します。

(1) 障害福祉事業所、相談支援事業所との合同会議や、障害セクションの虐待防止研修等を通して職員の資質向上に努めました。